

「臭化メチル」の輸入割当てについて

上記について、下記により輸入割当てを行います。

記

1. 書面申請手続

(1) 輸入割当て申請書（2通）の提出先

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課原子力・有害廃棄物等貿易審査班
（本館14階西4）

(2) 同上提出期日

平成20年1月15日から平成20年1月18日までの午前10時から12時
時まで及び午後1時30分から3時30分まで

(3) 添付書類

① 輸入通関実績表（平成17年1月1日から平成19年12月31日までの輸入通関実績を記載したもの（別紙様式1）） 1通

② ①の輸入通関実績を証する輸入申告書の原本及びその写し 1通

③ 輸入割当て申請対象品目について未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの又は再生されたものの別ごとの見込み数量を記載した書類

（別紙様式2） 1通

④ 輸入後は当該品目を、農薬取締法に基づく不可欠用途専用臭化メチルの製造・販売登録を行っていない者に対して、販売または譲渡しないことを誓約した経済産業大臣宛の書類（様式自由） 1通

⑤ 輸入割当てに当たり必要がある場合には、①から④までに掲げる書類以外の書類の提出を求めることがある。

2. 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続

(1) 申請者の届出

電子申請を行おうとする者は、事前に申請者届出を原則として郵送にて行うこと。

① 必要書類

申請者届出書、届出理由書、登記簿謄本（法人の場合）、住民票（個人の場合）

合)、返信用封筒(返信用切手を貼り付けて、宛先を記入のこと)、委任状(法人代表以外の申請者の場合)、インターネット申請の場合には認証書及び秘密鍵用のFD(3.5inch, 2HD, 1.44MBフォーマット済みのもの)

(注) 外国法人又は外国人の場合は登記簿謄本又は住民票にかえて所在の証明できる書類

② 郵送先

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

③ その他、申請者の届出に係る運用は平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号(特定手続等に係る申請者の届出について)の定めるところによる。

(2) 申請手続

輸入貿易管理規則(昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。)第2条の2に規定する経済産業省の使用に係る電子計算機(以下「専用電子計算機」という。)に備えられたファイルから入手可能な「輸入割当申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する申請をする者の使用に係る入出力装置(以下「特定入出力装置」という。)から入力すること。

(3) ダイヤルアップ申請

① 申請書編集ソフトウェアは以下のいずれかを使用のこと。

(イ) 経済産業省配布の申請書編集ソフトウェア

(ロ) テキストエディタ

(ハ) XMLエディタ

② 受付電話番号

03-5251-3030

(4) インターネット申請

申請書編集ソフトウェアは以下のものを使用のこと。

インターネット申請用申請書編集ソフトウェア

(5) 品目コード

MB

(6) 受付窓口

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(7) 申請受付時間

平成20年1月15日から平成20年1月18日までの午前9時から午後5

時まで

(注) 受付時間は、経済産業省に申請データが到着すべき時間(申請データが到着した場合は、到着確認シートが返信されます。)

(8) 添付書類

- ① 輸入通関実績表(平成17年1月1日から平成19年12月31日までの輸入通関実績を記載したもの(別紙様式1))
- ② ①の輸入通関実績を証する輸入申告書
- ③ 輸入割当申請対象品目について未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの又は再生されたものの別ごとの見込み数量を記載した書類
(別紙様式2)
- ④ 輸入後は当該品目を、農薬取締法に基づく不可欠用途専用臭化メチルの製造・販売登録を行っていない者に対して、販売または譲渡しないことを誓約した経済産業大臣宛の書類(様式自由)
- ⑤ 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号
(電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。)の定めるところによる別紙参考様式1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類(以下「原本証明書」という。)
- ⑥ 申請者本人が記名押印又は署名し、交付を希望する理由を記載した交付依頼書(様式自由。規則別表第2で定める輸入割当証明書の交付を希望する場合に限る。)
- ⑦ 上記書類のスキャナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達の定めるところによる別紙参考様式2による電子申請に係る添付書類の送り状(以下「送り状」という。)を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口に郵送又は提出すること。
- ⑧ 電子申請における1申請の添付資料の受入可能容量は、10MB程度とする。なお、これを超える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口に郵送又は提出すること。
- ⑨ ⑦及び⑧の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。
- ⑩ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類及び上記書類の原本の提出を求めることがある。

(注) 電子申請時に添付出来るファイル拡張子は、以下のとおり。

jpeg, jpg, gif, pdf, txt, htm, html, xml

3. 申請者の資格

- (1) 平成18年12月22日付け輸入発表第25号に基づき輸入割当てを受け、当該輸入割当てに基づき平成19年1月1日から平成19年12月31日までの期間にオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Eのグ

グループ I に属する物質（以下「臭化メチル」という。）を輸入通関した実績を有する者であって、平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの期間に臭化メチルを輸入通関することが確実であると認められる者。

(2) 輸入後は当該品目を、農薬取締法に基づく不可欠用途専用臭化メチルの製造・販売登録を行っていない者に対して、販売または譲渡しないことを誓約し実行する者であること。

4. 輸入割当限度数量

40,827 kg

5. 輸入割当基準

4. に掲げる輸入割当限度数量を、1. (3)①又は2. (8)①に基づき提出された輸入通関実績数量の合計に応じ案分し、その数量の範囲内で申請のあった数量を割り当てる。

6. 対象品目及び数量の単位

(1) 対象品目

臭化メチル（オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書 E のグループ I に属する物質）

(2) 数量の単位

キログラム

7. その他事項

(1) この輸入発表に基づき行った輸入割当てにより取得する輸入承認証の特別有効期間及び輸入通関期限は平成 20 年 12 月 31 日までとする。

(2) この輸入発表により輸入割当てを受けた者は、当該割当てを受けた数量を全て輸入通関するまでの間、輸入の有無に関わらず、前月分の輸入実績について、毎月 10 日までに輸入通関実績報告書（別紙様式 3）2 通を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課へ提出すること。この書類の提出を行わなかった者に対しては次回から割当てを行わないことがある。

(3) その他、電子申請に係る運用通達及び申請者届出後に配布される利用マニュアルを参照のこと。

別紙様式 1

輸 入 通 関 実 績 表

年 月 日
住 所
申請者名
記名押印又は署名
電話番号（担当者）

1. 平成 17 年臭化メチル輸入数量
（平成 17 年 1 月 1 日から平成 17 年 12 月 31 日まで）

通関年月日	輸入申告書の 申告番号	統計品目 番号（7桁）	船積地域	正味数量 （キログラム）

2. 平成 18 年臭化メチル輸入数量
（平成 18 年 1 月 1 日から平成 18 年 12 月 31 日まで）

通関年月日	輸入申告書の 申告番号	統計品目 番号（7桁）	船積地域	正味数量 （キログラム）

3 平成 19 年臭化メチル輸入数量
（平成 19 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日まで）

通関年月日	輸入申告書の 申告番号	統計品目 番号（7桁）	船積地域	正味数量 （キログラム）

用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別紙様式 2

輸入割当申請対象品目について未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの又は再生されたものの別ごとの見込み数量を記載した書類

年 月 日
住 所
申請者名
記名押印又は署名
電話番号（担当者）

対象品目	未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの 又は再生されたものの別	数 量 (k g)
	未使用のもの	
	使用済みのもの	
	再利用されるもの	
	再生されたもの	
	合 計	

1. 未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの又は再生されたものの別ごとの見込み数量については、以下に従い記入すること。

- ①未使用のもの：使用される前の規制物質
- ②使用済みのもの：当初想定されていた目的に沿って既にその用途を終えた規制物質
- ③再利用されるもの：使用中又は廃棄前に回収され、濾過及び乾燥のような基本的な浄化工程を経て再度使用される規制物質。
- ④再生されたもの：使用中又は廃棄前に回収され、特定の品質基準に回復させるために、濾過、乾燥、蒸留及び化学的処理等の工程を経て再生された規制物質。

2. 用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

輸入通関実績報告書
(平成 年 月分)

年 月 日
住 所
申請者名
記名押印又は署名
電話番号 (担当者)

1. 輸入割当証明書
証明書番号
発行年月日
割当数量

2. 輸入通関実績内訳

船積地域	正味数量 (キログラム)	ODP換算数量 (キログラム)	正味数量1キログラムあたりの金額 (円)
合 計			

1. ODP換算数量は、正味数量に0.6を乗じたものとする。
2. 金額は、通関時(又は通関月)のレートで日本円表示にすること。
3. 用紙は、日本工業規格A列4番とすること。